

第 2 号 (2022 年 2 月号)

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行 中国営業推進部

チャイナ ビジネス マンスリー(CBM)

CHINA BUSINESS MONTHLY

<CONTENTS>

- エグゼクティブサマリー
- 2022 年の中国の経済政策方針
- 本格導入に向け実証実験が進むデジタル人民元
- コロナ禍での中国自動車市場(～業界再編及び電動シフトの加速～)
- 中国データ三法と日系企業における対応策
- チャイナビジネスにおける直近のトピックス

本年 1 月よりスタート致しました「チャイナビジネスマンスリー」の第 2 号をお届けいたします。
創刊号で取り上げさせて頂きました、カーボンニュートラルと贈賄行為に関するコンプライアンス体制整備に続き、第 2 号では北京オリンピックでも注目が集まるデジタル人民元、世界の EV 化の主戦場である中国自動車市場、昨年来整備の進むデータ関連三法、を取り上げさせて頂きました。
この「チャイナビジネスマンスリー」では、引き続き中国ビジネスに関わる皆様にとってご関心の高いテーマをみずほがキュレーター役となって毎月お届け致します。
今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(発行日:2022 年 2 月 8 日)

<エグゼクティブ サマリー>

1. 2022年の中国の経済政策方針 (P2～)

(所要時間約 5 分)

(みずほリサーチ&テクノロジーズ 主任エコノミスト 月岡 直樹)

- ・ 中国の中央経済工作会議は、2022年の経済政策方針について、秋の党大会を控え「安定を第一」に運営することや、積極的な財政政策と穏健な金融政策を継続すること等を決めた。
- ・ 経済の安定成長を維持するため、景気に下押し圧力がかけられれば機動的に下支え策を実施するとみられ、2022年の成長率は5～6%とされる巡航速度の下限に近い+5.2%となる見通し。

2. 本格導入に向け実証実験が進むデジタル人民元 (P8～)

(所要時間約 6 分)

(みずほ銀行中国営業推進部 特別研究員 邵 永裕)

- ・ 2021年7月、中国人民銀行から「デジタル人民元の研究開発進展に関する白書」が発表された。
- ・ 同白書で示された開発準備状況や今後の取り組みについて解説するとともに、各地で進む実証実験の状況についても紹介します。

3. コロナ禍での中国自動車市場 (P14～)

(所要時間約 4 分)

(みずほ銀行 法人推進部 国際営業推進室 主任研究員 湯 進 参事役 松岡 亜希彦)

- ・ 中国の2021年の新車販売は4年ぶりのプラス成長に。新エネルギー車の販売台数は初めて300万代を超え、世界のEV化の牽引役となっている。
- ・ 中国の新車市場の現在と、進む業界再編の動向、また中国におけるEV化の潮流と日系メーカーの対応について解説します。

4. 中国データ三法と日系企業における対応策 (P19～)

(所要時間約 5 分)

(King & Wood Mallesons 金杜法律事務所 中国弁護士 陳 天華 中国弁護士 崔 文英)

- ・ 2021年11月、個人情報保護法が施行され、サイバーセキュリティ法及びデータ安全法からなるデータ三法により、データセキュリティ・データコンプライアンスの分野における法制度が整備された。
- ・ 三法はいずれも国の安全保障に重点が置かれており、各法でのデータ越境移転の要点、評価・報告の義務に加え、今後、外資系企業において求められる対応について解説します。

2022年の中国の経済政策方針

1. 積極的な財政政策を維持、金融政策は穏健を維持しつつ緩和側に軸足

中国の中央経済工作会議(以下、会議)が2021年12月8日～10日に開催され、2022年の経済政策方針が決定された。2022年は、2月～3月にかけて冬季北京オリンピック・パラリンピックが開催されるほか、秋には5年に一度の党大会(中国共産党第20回全国代表大会)を控えていることから、経済運営は「安定を第一とする(稳增长)」方針が示された(図表1)。

図表1 中央経済工作会議の現状認識と2022年の経済政策方針

項目	概要
現状認識	<ul style="list-style-type: none"> 中国経済は需要縮小、供給ショック、先行き期待低下という「3重の圧力」に直面している コロナショック下で100年に一度の変局が加速進行し、外部環境は複雑さ・厳しさと不確実性が増している 中国経済のレジリエンスは強く、長期的に良好なファンダメンタルズは変わっていない
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 2022年に開催される党大会は重要事であり、平穏で健全な経済環境を維持すべきこと 質の高い発展を推進し、供給サイド構造改革を大筋とし、感染抑制と経済社会発展、発展と安全の統一調整を図ること 「6つの安定」(雇用、金融、貿易、外資、投資、期待)と「6つの維持」(市民の雇用、基本的民生、市場主体、食糧・エネルギー安全、産業サプライチェーンの安定、基層組織の運営)を継続すること
マクロ政策	安定を第一とし、経済の運行を合理的なレンジに維持すること。カウンターシクリカル(逆周期)とクロスシクリカル(跨周期)を有機的に組み合わせ、内需拡大戦略をとること
財政政策	積極的な財政政策を継続。質と効率を向上させ、的確性と持続可能性をさらに重視すること。新たな減税・費用削減策を実施すること
金融政策	穏健な金融政策を継続。柔軟かつ適度とし、流動性の合理的な充足を維持すること。小規模零細企業、ハイテク・イノベーション、グリーンな発展を支援すること

(出所)中国共産党新聞網より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

会議はまず、党創設100周年(2021年7月)を無事に迎えることができ、経済発展とコロナ抑制で世界をリードしたとして、この1年の成果を強調した。その上で、足元の中国経済について、需要縮小、供給ショック、先行き期待低下という「3重の圧力」に直面しており、「外部環境は複雑さ・厳しさと不確実性が増している」との認識を示した。ただ、「中国経済のレジリエンスは強く、長期的に良好なファンダメンタルズは変わっていない」ことから、引き続き「質の高い発展」を推進し、供給サイド構造改革を進めるほか、「経済の運行を合理的なレンジに維持」し、「社会大局の安定を維持」して、党大会を無事に迎えることを基本方針として定めた。

経済政策は、「積極的な財政政策と穏健な金融政策」という従来の方針を維持した。

「積極的な財政政策」については、「質と効率を向上させ、的確性と持続可能性をさらに重視すること」を明記した。前年の会議の表現に「的確性」という文言を追加しており、よりの絞った財政出動を意図していることがうかがえる。また、「財政支出の強度を保証し、支出の進捗を加速させる」としており、前年同様に「強度」(十分な支出額)を「保証」するだけでなく、「進捗」を急ぐ必要もあるとの認識を示した。さらに、新たな減税や企業の費用削減策を打ち出して、中小零細企業や個人事業主、製造業等への支援を強めるとしているほか、

インフラ投資を適度に前倒して進めるものの、地方の隠れ債務の増加を抑制する等、財政規律を厳格化する考えも示した。「積極的」な政策で景気を下支えするが、引き続き大盤振る舞いは控える方針であり、地方債発行を含む財政出動による景気急回復のシナリオは描きにくくなっている。

「穏健な金融政策」については、「柔軟かつ適度に、流動性の合理的な充足を維持する」とし、前年の「柔軟かつ的確に、合理的な適度で」から前々年の表現に戻ったほか、前年にあった「通貨供給量と社会融資規模を名目経済成長と基本的に整合させ、マクロレバレッジ率の基本的安定を維持する」との記述が削除されており、「穏健な」(中立的な)政策を維持しながらも、やや金融緩和に軸足を置いた形となっている。また、前年とは若干表現が異なっているものの、金融機関に实体经济、とりわけ小規模零細企業やハイテク・イノベーション、グリーンな発展への支援を促す方針を再確認した。

その上で、会議は「財政政策と金融政策は協調連動し、逆周期(カウンターシクリカル)と跨周期(クロスシクリカル)を有機的に組み合わせる」考えを示した。カウンターシクリカルとは、景気変動抑制的な調整を行うこと、例えば景気が減速すれば財政出動や金融緩和等で下支えする政策措置のことである。一方のクロスシクリカルは、短期的な景気の動向に左右されず、中長期的な経済構造の変化を見据えて政策調整を行うことを意味しており、7月の党政治局会議¹で言及されて以降、政策文書への登場頻度が増えている。この2つを「有機的に組み合わせる」と言うことは、供給サイドの構造改革に重点を置きながらも、政権が適度とみनाす経済成長率を維持するために、景気の下押し圧力が強まれば柔軟に政策対応を行うことを意図しているものと考えられる。

2. 不動産規制や「共同富裕」政策、市場規制強化で政権のスタンス示す

会議では、注目を集めている不動産規制や「共同富裕」政策、市場規制強化に関しても、習近平政権のスタンスが示された。

2021年の不動産市場は、不動産開発業者に対する「3つのレッドライン」と呼ばれる資金調達規制²や、不動産の購入および住宅ローン規制の厳格化を受け、投資・販売ともに低迷している。特に不動産開発業者に対する資金調達規制は、当局の想定以上に抑制効果が働いた側面もあり、多くの建設工事が中断し、社債デフォルトが相次いで、連鎖的な経営破綻も懸念されるようになった。そのため、中国人民銀行は10月15日の定例記者会見において、主要銀行に対しプロジェクトの建設工事に必要な資金を融通するよう指導したことを示唆し、政策の微調整を図った。これにより、不動産開発業者の資金繰りは改善傾向にある(図表2)。

会議は、不動産を投機対象とすることや景気刺激策として利用することに否定的な従来の立場、すなわち「住宅は住むものであり、投機するものではない(房子是用来住的, 不是用来炒的)」ことをあらためて強調した上で、「商品不動産市場が購入者の合理的なニーズを満たすことを支援」し、「不動産業の好循環と健全な発展を促進する」方針を示した。これにより、不動産開発業者の過剰債務や不動産投機行為を抑制しつつも、実需については貸出や住宅ローン需要を適切に支援する現在の方針を継続することが確認された。2022年の不動産投資は、前半にかけて減少基調が続くものの、関連融資に改善がみられることから、年央にかけて下げ止まる見込みである。

今回の会議は、「共同富裕」政策にも言及している。「共同富裕」政策³は、習近平政権が2021年8月の党中央財經委員会において打ち出した長期目標であるが、市場ではITプラットフォームや学習塾サービス等に対する規制・取り締まりの強化と絡んで、政策リスクや民営経済に与える影響を懸念する声も上がっていた。こ

うした懸念に対し、党政治理論誌『求是』は10月、習近平総書記が8月の委員会で行った演説の一部を公表⁴し、共同富裕とは「画一的な平等主義」ではないことや、中間層の拡大を図る考えを紹介していた。

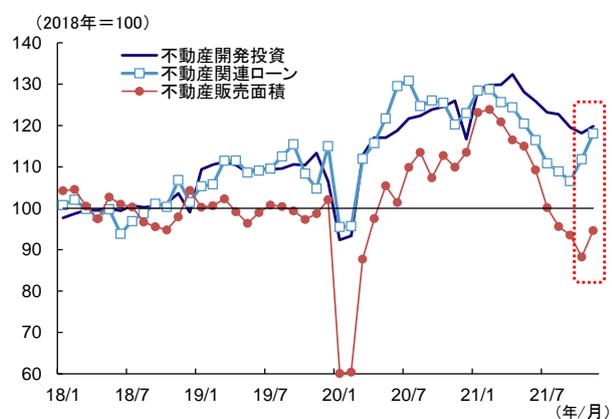
会議は、「共同富裕」目標の実現に向けて、まず「パイ」を大きくしなければならず、その上で「合理的な制度手配を通じて『パイ』をうまく切り分ける」必要があると強調した。経済成長を実現した上で所得の再分配機能を強化するという常識的な考え方を示した形で、あらためて市場懸念の払拭を図ったものと考えられる。その上で、経済成長における雇用創出力を高めることや税収・社会保障・所得移転を通じた調整を強化すること、公益慈善事業は各自が力相応に行うこと、教育・医療・介護・住宅等の「人民大衆が最も関心を持つ領域」で基本公共サービスを「的確に」提供すること等が必要と説いている。「共同富裕」は長期的な目標であることから、格差是正策がもたらす中国経済の構造変化に目を向け、長期的にウォッチしていくことが肝要であろう。

ITプラットフォームや学習塾サービスのほか、幅広い業界に及んでいる市場規制の強化については、引き続き「独占禁止と不当競争防止を強化する」ことを明記した。前年の会議では「独占禁止の強化と資本の無秩序な拡張の防止」をうたっていたが、今回の会議では「資本の野蛮な生長を防止する」と表現を強めており、市場監督をさらに厳格化させる構えをみせている。ただ、「資本に赤信号・青信号を設置する」こと、すなわち合法・違法の線引きを明確化することや、「資本の規範的で健全な発展を支持」することも併記されており、指導の強化と市場活力の維持との間でバランスをとろうとする姿勢もうかがえる⁶。

脱炭素政策については、中国が掲げる2030年のカーボンピークと2060年のカーボンニュートラル実現を揺るぎなく推進するものの、再生可能エネルギーへの移行は「安全で信頼性ある代替をベースとした上で」進める方針を示した。エネルギー消費抑制目標「双控（ダブルコントロール）」⁷の達成を急ぎすぎたことが9月以降に電力供給の不足や石炭価格の高騰を招く一因となったことから、石炭を主要なエネルギー源とする中国の国情に照らして「石炭のクリーン・高効率利用」を図り、「石炭と再生可能エネルギーの最適な組み合わせを推し進める」こととした。加えて、「大企業、特に国有企業が先頭に立って（エネルギーの）安定供給」を確保することが明記されたことから、当面はエネルギーの安定確保を優先させる方針とみられる。

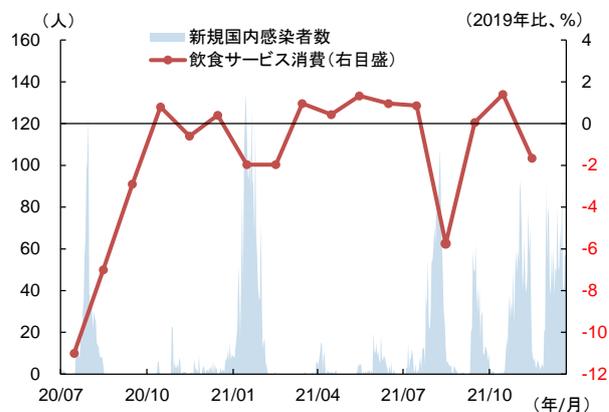
コロナ対策については、前年と同様に「外からの輸入（感染）を防ぎ、内での再発を防ぐ（外防輸入，内防反彈）」方針を堅持し、「感染抑制と経済社会発展を統一調整する」ことが明記された。中国政府は、ゼロコロナ

図表2 不動産投資関連指標の推移



(注) みずほリサーチ&テクノロジーズによる季節調整値。
不動産関連ローンは不動産開発業者向け国内ローンと住宅ローンの合計
(出所) 国家統計局、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表3 新規国内感染者と飲食サービス消費



(注) 飲食サービス消費は2019年対比の成長率を年換算したもの
(出所) 国家統計局、国家衛生健康委員会、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

維持を政権の沽券に関わる問題とみなしており、従来の厳格なゼロコロナ政策で局所的なロックダウン措置を続けながら、中国全体としては正常な経済活動の確保を目指すことになる。足元、感染力が高いとされる変異株であるオミクロン株が世界的に流行しており、中国でもその感染者が確認されている。中国では2022年もコロナの散発的な感染発生と局所的なロックダウンが繰り返されるとみられ、特に飲食や旅行といったサービス消費への強い下押し圧力が続くだろう(図表3)。

3. 預金準備率の引き下げと利下げを実施、市場では追加利下げの観測

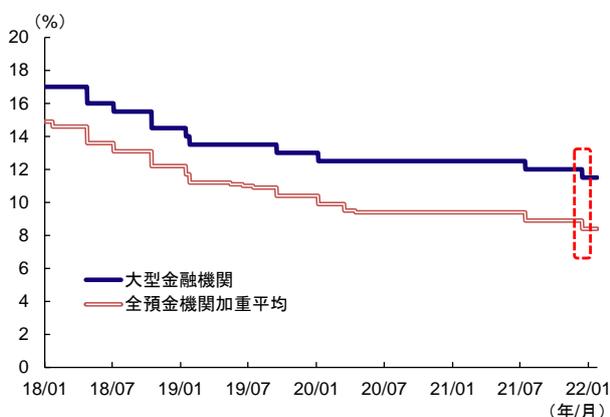
2022年の中国の金融政策は、前述のとおり、穏健(中立)を維持しながらも、やや金融緩和に軸足を置くと思われるが、景気の減速感が強まる中、金融当局は2022年を待たずに動き出している。

中国人民銀行は12月15日、金融機関の預金準備率を0.5%Pt引き下げた(図表4)。2021年7月に続く5カ月ぶりの引き下げで、大型金融機関の準備率は11.5%まで低下、全預金機関加重平均の準備率は8.4%となった。人民銀は、引き下げにより約1.2兆元(約21兆円)の長期資金が市場に放出されると説明しており、うち4,500億元を人民銀の金融調節ツールである中期貸出ファシリティ(MLF)の返済に充当させたことから、差し引き約7,500億元の流動性が実際に放出されたことになる。

12月20日には、利下げにも踏み切った(図表5)。銀行貸出金利の指標となっている最優遇貸出金利(LPR)の1年物を0.05%Pt引き下げ、3.80%としたのである。LPRの引き下げは2020年4月以来の1年8カ月ぶりとなるが、住宅ローン金利の参照指標である5年物は4.65%に据え置かれた。企業の負担軽減のため金利を低位に誘導したいが、不動産投機を刺激することは回避したいというジレンマも垣間見える利下げであった。

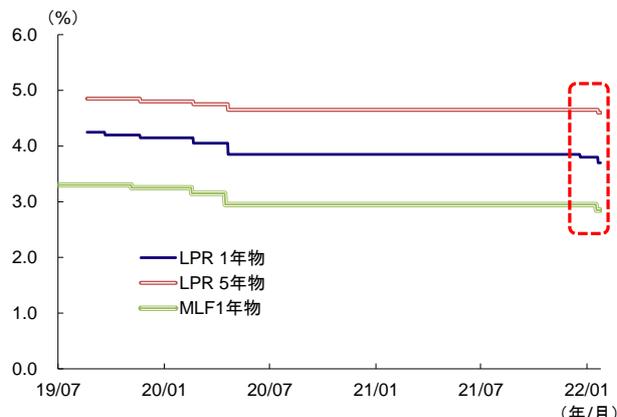
預金準備率の引き下げは、債務問題を抱える不動産大手の恒大集団による実質的なデフォルト⁸が市場に与えるショックを緩和するための予防的な措置であった可能性もある。一方、利下げは市場で金融緩和への期待が高まりつつある中でのサプライズとなった⁹。現職の金融当局幹部や著名な学者・エコノミストらが参加し、大きな影響力を有する金融専門家フォーラム「金融四十人論壇」が12月13日、オンラインで発表したコラムにおいて政策金利の引き下げを提言していた¹⁰。提言は、「来年のマクロ形勢を総合すれば、……(中略)……基準金利の引き下げを通じて市場金利を低下へと誘導し、低い金利で民間部門の債務圧力を引き下げる」べきであり、会議が掲げる「経済の運行を合理的なレンジに維持」という目標を達成するためには、「カウンタ

図表4 預金準備率の推移



(出所) 中国人民銀行、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表5 指標金利 (LPR、MLF) の推移



(出所) 中国人民銀行、全国銀行間同业拆借中心、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

一シクリカルの調節機能をさらに発揮させ、中国経済をより潜在成長率に近い状態で長期安定させる」ことが必要と論じている。

2022年に入ってから動きは続いており、1月20日には2カ月連続で利下げが行われた。今回はLPRの1年物を0.10%Pt引き下げて3.70%とただけでなく、5年物についても0.05%Pt引き下げて4.60%としたが、その下げ幅は1年物に比べて小幅にとどまっており、当局はなお、不動産投機に警戒していることがうかがえる。米連邦準備制度理事会(FRB)が2022年3月のテーパリング終了と同時に利上げを開始すると見込まれる中での利下げは資金流出を招く(人民元安となる)可能性もあるが、人民元相場は足元、好調な輸出を背景に2018年5月以来の元高水準にある(図表6)ことから、景気の減速感が強まる前にさらに追加の利下げを行うこともあり得るだろう。預金準備率の引き下げについては、2022年も景気の動向に応じた機動的な実施が見込まれる。

4. 党大会に向け安定的な経済環境を創出へ、機動的に景気を下支えする見通し

2022年の経済成長目標について、政府系シンクタンクの中国社会科学院は「5%以上」を、国務院発展研究中心は「5.5%前後」を提言したとされる¹⁾。正式な目標数値は、2022年3月に開催される全国人民代表大会で発表されるが、減速傾向にある経済情勢や党大会という重要イベント前であることを鑑みれば、提言どおり「5%以上～5.5%前後」の間で設定される可能性が高い。

中国共産党の習近平総書記は、2021年11月8日～11日に開催された第19期中央委員会第6回全体会議(6中全会)において、「第3の歴史決議」とされる『党の100年奮闘の重大成果および歴史的経験に関する決議』を採択させ、党大会での3期目(～2027年)続投へ地歩を固めた²⁾。「安定を第一とする」方針が示しているとおおり、2022年は党大会を意識した安定的な経済環境の創出が最優先されることになる。

前述のとおり、2022年の経済政策の方向性はこれまでと変化はないものの、金融政策についてはやや緩和気味に運営される見通しであり、景気に下押し圧力がかかれば機動的に下支え策が実施されよう。みずほリサーチ&テクノロジーズでは、不動産投資が鈍化していることやコロナ感染拡大が引き続き個人消費を下押しするとみられることから、2022年の成長率を5～6%とされる巡航速度の下限に近い+5.2%と予測している。



(注)CFETS 人民元指数は、みずほリサーチ&テクノロジーズによる試算値
(出所)CFETS、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

¹⁾ 中国共产党新闻网“中共中央政治局召开会议 分析研究当前经济形势和经济工作 中共中央总书记习近平主持会议”
<http://cpc.people.com.cn/n1/2021/0731/c64094-32176706.html>

²⁾ 不動産開発業者に対する資金調達規制は、2020年9月に試験導入され、2021年1月より一定規模以上の企業に対して本格的に適用された。過度なレバレッジ追求の抑制を目的としており、不動産開発業者の財務状況に基づき有利子負債の伸びに上限を設定している。いわゆる「3つのレッドライン」であり、具体的には「資産負債比率(前受金を除く) > 70%」、「ネット負債比率=(有利子負債-現預金)÷純資産 > 100%」、「現預金対短期負債比 < 1倍」という3つの指標を指している。不動産開発業者は、この「3つのレ

ッドライン」の超過状況に応じて新規の銀行借入が制限されている

³ 「共同富裕」政策の詳細については、『【アジアインサイト】習近平政権が掲げる「共同富裕」政策の行方～中国における足元の規制強化と格差是正に向けた動き～』（『みずほグローバルニュース』2021 DEC & 2022 JAN Vol.116）を参照

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2112-2201.pdf>

⁴ 求是网“扎实推动共同富裕” http://www.qstheory.cn/dukan/qs/2021-10/15/c_1127959365.htm

⁵ 『求是』が公表した習近平総書記の演説では、「共同富裕」政策により 2035 年までに「基本公共サービスの均等化を実現する」目標が掲げられている

⁶ 2021 年 12 月 12 日付『人民日報』1 面も、「資本の無秩序な拡張の抑制とは、資本が必要ないということではなく、資本の秩序ある発展が必要ということである」と強調している。人民日報“运筹帷幄定基调，步调一致向前进 ——二〇二一年中央经济工作会议侧记” http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2021-12/12/nw.D110000renmrb_20211212_3-01.htm

⁷ 「双控（ダブルコントロール）」とは、エネルギー消費総量とエネルギー消費強度（GDP 単位当たりのエネルギー消費量）の抑制を図る環境目標を指す。国家发展改革委員会は 2021 年 8 月、各省の 2021 年度目標の進捗状況を公表し、年度目標が未達となりそうな地方を名指して目標達成を促していた。

⁸ 2021 年 12 月 11 日付『日本経済新聞』1 面「中国恒大、一部デフォルト フィッチが格下げ」

⁹ LPR の参考指標である MLF の金利が 12 月 15 日の供給オペにおいても 2.95% で変動しなかったため、市場は今回の利下げを予想していなかった

¹⁰ 金融四十人论坛“稳增长的政策选择” http://www.cf40.org.cn/news_detail/12252.html

¹¹ 2021 年 12 月 11 日付『日本経済新聞』4 面「中国、減税で内需拡大 不動産規制は部分緩和」

¹² 6 中全会については、『習近平総書記が 3 期目続投へ地歩固める —— 6 中全会で「第 3 の歴史決議」を採択』（『みずほリサーチ 2021 年 12 月号』）を参照 <https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2021/pdf/research211201.pdf>

以上

本格導入に向け実証実験が 進むデジタル人民元

MIZUHO

みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.

Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

Tel : 03-5220-8729

1. はじめに

デジタルイノベーションの深化を背景に、中央銀行が自ら発行するデジタル通貨 (Central bank digital currency, CBDC)¹が注目されている中で、中国では 2021年7月に中国人民銀行 (PBOC) が「デジタル人民元の研究開発進展に関する白書」が発表された。同白書では「デジタル人民元を人民銀行が発行する法定通貨で、主に現金決済証明 (M0)」と位置付け、実物人民元と長期的に併存させ、主に人々のデジタル形態の現金に対するニーズを満たし、インクルーシブファイナンス (誰もが金融サービスの恩恵を受けられること) を後押しするものとしている。

同白書によると、近年中国の現金使用率は低下傾向にあり、PBOC が 2019 年に実施した中国人の支払内訳調査では、携帯電話を使った決済の件数・金額の比率はそれぞれ 66%と 59%、現金取引の件数・金額はそれぞれ 23%と 16%、銀行カード取引の件数・金額はそれぞれ 7%と 23%であり、調査対象者の 46%は調査期間中に現金取引がなかったという。

本稿は、対外的に公開された情報に基づき、現在における中国でのデジタル人民元の進行状況と基本的な枠組みと主な特徴及び実証実験の状況等につき紹介していきたい。

2. デジタル人民元の開発準備の経緯とその基本的枠組み

同白書によると、2014 年に研究グループを創立し、発行の枠組み、技術、発行流通環境などに対する研究を行い、2016 年にはデジタル通貨研究所を設立し、法定デジタル通貨の第 1 世代の原型システムを完成させた。2017 年末、国務院の批准を経て、PBOC が商業機構を組織し、法定デジタル貨幣 (以下、数字人民元と略称し、アルファベットの略称は国際的な使用慣例に基づき、暫定的に「e-CNY」とする) の研究開発実験を共同で展開し始めた。現在、研究開発試験はすでにトップレベル設計、機能研究開発、システム調整などほぼ完成し、一部の地区で試験を展開している。

デジタル人民元の設計上の特徴について同白書では、「デジタル人民元は、実物人民元と電子決済ツールの優位性を考慮して設計されており、実物人民元の決済は決済であり、匿名性などの特徴を有すると同時に、電子決済ツールはコストが低く、携帯性が強く、効率が高く、偽造しにくいなどの特徴を有する。主な考慮事項は次のとおり。

- ① 口座と価値の特徴を兼ねる。デジタル人民元は、口座ベース (account-based)、準口座ベース (quasi-account-based)、価値ベース (value-based) の 3 つの方式に対応しており、可変の額面設計を採用し、暗号通貨の形式で価値の移転を実現する。
- ② 利息は含まない。デジタル人民元は M0 に位置づけられ、同じ M0 範疇に属する実物人民元と一致し、利息を計上しない。

¹ 一般的に中央銀行が発行するデジタル通貨の英文略称は CBDC (Central bank digital currency) と表記されるが、中国人民銀行の発行しようとするデジタル通貨の略称は DCEP (Digital Currency, Electronic Payment) と正式に表記される場合が多いので本稿でデジタル人民元のことを略称で表記する場合は DCEP を使うこととする。

- ③ 低コスト。実物人民元管理方式と一致し、PBOCは指定運営機構に両替流通サービス費用を徴収しない。指定運営機構も個人顧客にデジタル人民元の支出費用を徴収しない。

デジタル人民元の基本的な枠組は基本的に「一幣、二庫、三中心」というものになっている（図表1。「一幣（一つの通貨）」とは、中央銀行の担保とDCEP発行、「二庫＝（二つのライブラリ）」とは、中央銀行の発行庫と取引銀行の銀行庫を、「三中心（三つのセンター）」は認証センター、登録センター、ビッグデータ解析センターを指す。このうち登録センターでは、発行、移転、回収の全過程を記録して登録、認証センターはトランザクションの匿名性を保証するDCEPユーザーのIDを一元管理する役目を担っている。DCEPの重要なカギの一つはマネーロンダリング、脱税防止とテロ防止融資などの対応改善にあるとされる。ビッグデータセンターは、支払い行動に関するビッグデータ分析を通じた指標監視の目的で活用される。

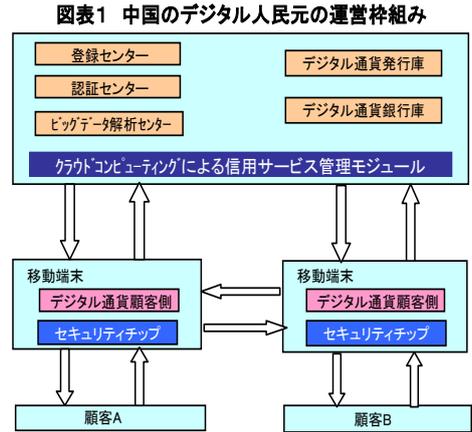
DCEPの具体的な発行・流通に関しては図表2に示す二層構造となっている。PBOCが市中の商業銀行にデジタル通貨を発行する代わりに準備金を納めてもらうのが第一層で、デジタル通貨を保有するようになった商業銀行²が口座預金などをもとに顧客にデジタル人民元を交付するのが第二層になる。DCEPの発行者かつ債務者がPBOCで、国の信用力を礎石とした法定通貨であり、MOを代替（＝現金の代替。簡単に言うと、紙幣の機能、属性とまったく同じで、デジタル化するのみ）するものと位置づけられている。

デジタル人民元の運営システムに関して、同白書が「PBOCを中心とした管理のもと、他の商業銀行や機構の革新能力を十分に発揮し、共同でデジタル人民元の流通サービスを提供する。具体的には、指定運営機関はPBOCの限度額管理の下、顧客の識別強度に応じて異なる種類のデジタル人民元サービスを行う」と強調している。

またセキュリティに関して同白書は「デジタル人民元はデジタル証明書体系、デジタル署名、安全な暗号化記憶などの技術を総合的に使用して、重複支出不可、不正コピー不可偽造不可、取引不可改竄不可、耐障害性などの特性を実現し、かつ多段階の安全防護体系を初歩的に構築し、デジタル人民元の全ライフサイクルセキュリティとリスクの制御を保障している。」と強調している。

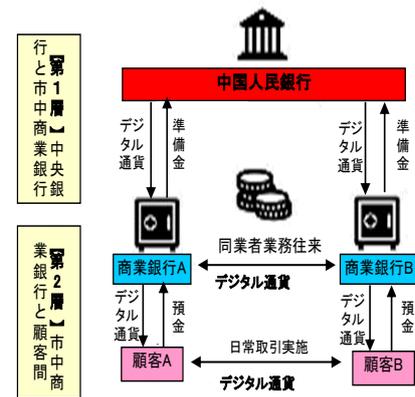
同白書では国際社会が中央銀行のデジタル通貨の研究開発に高度に注目し、展開しているとして、以下のように述べられている。

「現在、各主要経済体はいずれも中央銀行のデジタル通貨の研究開発を積極的に考えているか、推進している。BISの最新の調査報告によると、全体の約86%にあたる65の中央銀行がデジタル通貨の研究を行っており、実験や概念実証を行っている中央銀行は19年の42%から20年には60%に増加した。」



資料)清華大学国家金融研究院「研究報告」2017年第9期総第29期(2017年10月17日)
「中国人民銀行法定数字货币探索」(劉瑾)より参考作成。

図表2 デジタル人民元の発行・流通イメージ図



資料)各種公開資料を参考・加筆のうえ作成。

² 主要商業銀行に加え、アリババ、テンセント、銀聯などのフィンテック企業が含まれる可能性も高い（関志雄「中央銀行デジタル通貨の発行を目指す中国—予想されるマクロ面での影響—」、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）WEBサイト、2019年12月27日掲載）。

3. デジタル人民元の実証実験の拡大とその概観

2019年末から試験運用を行い始めた深セン、蘇州、雄安、成都の4都市に続いて2020年11月から、上海、海南、長沙、西安、青島、大連の6つの地域が新たに対象に加えられ、現在併せてこれらの10地域と北京冬季オリンピックの「10+1」の地域に実証実験が広がっている。

同白書によると、2021年6月末までに実証実験は132万件を超え、生活関係の支払いや飲食サービス、交通、買い物消費、行政サービスなどで使用された。開設されたデジタル人民元用の個人ウォレット(口座)が2087万余り、公的ウォレットが351万余りで、累計の取引件数が7075万件余り、金額は約345億元(1元=約17円)に達している。また最新の報道(12月6日付「科技日報」)によると、2021年10月22日の時点で、中国のデジタル人民元実証実験は350万件を超え、取引額が約560億元となった。

図表3は予定された最初の4都市における実証実験の実施動向について参加銀行とフィンテック会社及び関連のインターネット企業の協力参加と実験規模をまとめている。各都市とも主要な国有商業銀行とフィンテック企業またはインターネット会社が積極的に実証実験に参加していることがわかるほか、スーパーなどの小売、飲食での利用実験に加え、外出時の駐車、タクシーなどの料金支払い及び会社内の交通手当の支給、税金納付などの生活サービスまでかなり広範な利用シーンが見られてきた。

図表4は2020年10月から2021年7月までに実施されたデジタル通貨ウォレットテストの状況を示している。各関連都市において暦に合わせて特定のテーマを掲げたキャンペーンという形で実証実験が行われており、2020年半ば以降は低炭素生活、グリーン外出などの時宜に合ったテーマで実施されたところもあり、人々のデジタル人民元への利用意識を高めている。

デジタル人民元ウォレットは基本的に携帯電話端末などのアプリを使用するが、オフライン決済もサポートしている(図表5)。たとえば、デジタル人民元対応のビジュアルカード「ハードウォレット」を使用した支払いは、スマートフォンではなくオフラインで行うことができる。デジタル人民元は若者のニーズに対応すると同時に、スマートフォンを使用したくない、また

図表3 中国デジタル人民元の応用実験の実施動向 (2020年)

実施時間	実験都市	参加銀行	フィンテック企業	他の参加企業	応用シーン	実験規模
2020年4月、2020年10月	深圳市	工商、農業、中国、建設	美团單車、滴滴出行など	中石化(シノペック)、華潤万家、ウォルマートなど	大型スーパーマーケット、飲食、小売店及び生活サービス	6万件的紅包配布、総額1000万元相当。取引件数62788件、取引金額876.4万元、3389の業者に及ぶ。
2020年4月、2020年12月	蘇州市	工商、農業、中国、建設、交通、郵貯6行	京東、6大銀行の提携者 美团單車=工商銀 咻哩咻哩=中国銀 滴滴出行=工商銀 善融商務=建設銀	拉卡拉(ラカラ)、ファーウェイ、VIVOなどのモバイル端末メーカー	スマート駐車、交通手当支給、スマート商圏整備、税金費用の納付、生活サービスなど	10万件的紅包配布、総額2000万元相当。1万あまりの業者をカバー。
2020年4月、2020年12月	成都市	工商、農業、中国、建設	京東アリババなど	菜鳥驛站、天虹百貨、スターバックス	小売、外出などの多数の応用シーン	デジタル元ユーザー5万人以上。成都彭州雨潤国際農産品交易中心で実験実施。500の業者参加、売上5000万元突破。
2020年4月	雄安新区	工商、農業、中国、建設	アントグループ、 Tencent	マクドナルド、スターバックス、菜鳥驛站、オスカー影城、京東無人スーパー、中海	飲食、小売など	19の実験提携業者参加

資料)各種公開資料より作成。善融商務は建設銀行傘下のB2Cプラットフォーム企業。

図表4 デジタル人民元ウォレットテスト実施状況

都市	実施時間(年月)	キャンペーン名	金額(万元)
深圳	2020年10月	礼享羅湖	1,000
	2021年1月	福田有礼	2,000
	2021年2月	春節留深	2,000
	2021年4月	春之礼	1,000
蘇州	2020年12月	双十二蘇州買物祭	2,000
	2021年2月	年貨祭京東專場	3,000
	2021年5月	五五買物祭	1,000
北京	2021年2月	数字王府井 冰雪買物祭	1,000
	2021年6月	京彩奮闘者 数字嘉年華	4,000
	2021年10月	京彩惠民生 数字嘉年華	/
上海	2021年6月	五五買物祭	1,925
長沙	2021年5月	数字人民幣 五五歡樂購	4,000
成都	2021年2月	数字人民幣 紅包迎新春	4,000
	2021年6月	グリーン外出 低炭一夏	1,200
青島	2021年7月	数字人民幣 激情啤酒祭	1,000
雄安	2021年7月	グリーン外出	300

資料)公開資料より作成。注)キャンペーン名は中文原語のままになっているのが多いが、基本的に都市の中心地域や繁華街の地名及び時節・祝祭日にちなむものが中心に考案され、人々に親しみやすい工夫が凝らされている。

図表5 スマートフォンにおけるデジタル人民元の利用・保有(個人ウォレット)模様



資料)「人民日報」電子版より加工引用。

は使用しにくい人々のニーズにも応えようとしている。

デジタル人民元の実証実験は中国の地域経済の活性化、特にデジタル経済の発展及びデジタル産業のイノベーション促進にも寄与していくと見られる。

すでに3回目の実証実験が行われた蘇州について実証実験シーンが常態化しており、消費支払いが多様化し、産業チェーンが集積化した(デジタル人民元のサプライチェーンが整い始めた)との報道がある一方、利用シーンの更なる拡張、支払い習慣の普及、などの課題も指摘されている。

2022年の北京冬季オリンピック時の実用に備えて2021年に入ってから北京での実証実験も中国のお正月休暇(春節)に行われてきた。そもそも中国でデジタル人民元の実証実験がこのように進んだのは、旗振り役である政府機関とフィンテック企業・インターネット会社とが密接に連携してきた結果ともいえる。先に実証実験を行った蘇州、深セン、成都、雄安の4都市ではいずれも地域政府が事前にデジタル人民元の実証実験を政府通達の形で事前に公布し、また該当都市におけるイノベーション事業の一環として実施している。直近の実験都市北京でも試験実施予定の東城区人民政府が実証実験を主催していた。なお、2021年12月に大連旅順口で行われたデジタル人民元による税還付の実験も、PBOC大連市中心支店と大連市税務局、中国農業銀行大連支店の3者の協力で実現したもので、対象の納税者はデジタル人民元のウォレットを開設し申請すれば、銀行と税務局が情報の確認した後、直ちに財布に払い込まれることになっており、中国農業銀行大連支店はデジタル人民元の試験運用機関に指定されている(「時事速報」(2021.12.27))。

デジタル人民元の基本開発(システムと技術のアーキテクチャー)に目途がついてからの2020年夏以降、開発担当のPBOC通貨研究所が実証実験を綿密にできるよう積極的に民間のフィンテック企業や主要地域のインターネット会社(プラットフォーム)などとデジタル人民元に関する提携事業を行ってきた(図表6)国有商業銀行の参入はもちろん、有力な民間フィンテック企業やインターネット会社の参入もあり、官民協力によるオープンイノベーションが実現している。特に注目されるのが2021年1月上旬にあった国際銀行間通信協会(SWIFT)とPBOCのデジタル通貨研究所及び清算センターなどとの合弁契約の締結であろう。「時事速報」(2021.2.5)によると、国際銀行間通信協会(SWIFT)は、PBOCのデジタル通貨研究機関および清算センターと、合弁事業を立ち上げた。

PBOCの白書でも、「研究開発と試行期間中、PBOCは金融安定理事会(FSB)、国際決済銀行(BIS)、国際通貨基金(IMF)、世界銀行などの国際組織の多国間交流に積極的に参加し、各管轄区域の通貨と財政監督管理部門、多国籍金融機関及び世界中のトップ大学と交流して法定デジタル通貨の最前線の議題を検討し、国際組織の枠組みの下で法定デジタル通貨標準の制定に積極的に参加し、共同で国際標準体系を構築した。PBOCデジタル通貨研究所は香港金融管理局と協力覚書に調印し、同時にBISのイノベーションセンター(BISIH)がリードする多通貨公定デジタル通貨ブリッジプロジェクトに参加し、香港特別行政区、シンガポールなどのBIS-20-新センター及び各中央銀行と共同で法定デジタル通貨に関する実践を模索した。」と紹介している。

図表6 中央銀行と国内外企業・組織とのデジタル人民元提携動向

時間(年月)	提携機構と展開事業
2020年7月	人民銀行デジタル通貨研究所は滴滴出行と戦略的提携協定を結び、共同でスマート外出におけるデジタル人民元の利用シーンの研究と実験を行う。
2020年7月	美团(最大の生活総合プラットフォーム)は複数のデジタル人民元実験参加の金融機関と提携し、傘下業務(美团シェア自転車など)でのデジタル人民元利用シーンの開発実験を進めている。
2020年9月	人民銀行デジタル通貨研究所は京東数字科技集団と戦略的協力協定を結び、共同でスマート外出におけるデジタル人民元の利用シーンの開発実験を行う。
2020年11月	人民銀行デジタル通貨研究所は国網雄安金融科技集団有限公司と戦略的提携協定を結び、共同で小売支払い分野におけるデジタル人民元のイノベーションとデジタル人民元のエコシステム整備推進に取り組む。
2020年11月	人民銀行デジタル通貨研究所はラカラ(第三者支払い業者)と戦略的提携協定を結び、共同で料金納付におけるデジタル人民元のシーン開発と応用研究を行う。
2021年1月	国際銀行間通信協会(SWIFT)は人民銀行のデジタル通貨研究所及び清算センターと、合弁事業を立ち上げ、計画中のデジタル人民元の国際的な利用の道筋探求に取り組む。

資料)各種公開資料、報道より作成。

4. 今後におけるデジタル人民元の展望（結びに代えて）

デジタル人民元の正式な発行流通によって想定される効果や影響などについては、主に、①顧客確認とマネーロンダリング対策関連のコスト削減と金融監督効力の向上、②金融業のイノベーションと環境条件の最適化の促進、③金融包摂（インクルーシブファイナンス）の発展、④既存の第三決済業者の利用減少でこれまでに発展してきたフィンテックプラットフォームの発展が阻害される可能性などがあげられる。また貨幣構造の変化による貨幣乗数（中央銀行が市場に供給する資金量と経済全体の通貨供給量との比率）の増大、金融資産の転換・移転スピードや貨幣そのものの流通スピードが加速することでそれらを制御することの困難性、また預金から現金への交換がより簡便になることによる金融市場のリスク管理及び金融危機発生時の対応準備などデメリットやマイナス影響も挙げられている³。これらはデジタル通貨の正式発行流通前の実証実験によって判明するものもあれば、実際の流通段階に入らないと分からないものもあるため、今後引き続き可能な限り大規模な実証実験を実施したり、他国の先行例を参考・学習する必要があると思われる。

前述したPBOCの白書では、今後の取り組みについて、国の第14次5カ年計画(2021～25年)に従い、次の3点について重点的に取り組むとしている。

1. 引き続き実証試験を適切かつ秩序をもって進める。これまでの取り組み状況を踏まえ、テスト地域の発展計画や各地の特徴と結びつけ、応用シナリオの範囲と拡大し、経済・社会のニーズに合致したデジタル人民元応用新モデルを模索し、実証試験を深化する。

2. 関連の制度・規則を研究、整備する。「中国人民銀行法」などの法律法規の改正を進める。デジタル人民元の管理弁法(規則)を研究、制定し、デジタル人民元の個人情報保護を強化する。

3. 重大問題の研究を強化する。金融政策、金融システム、金融安定に対する法定デジタル通貨の影響について研究・評価を進め、デジタル人民元の研究開発のための理論政策基盤と応用シナリオを打ち出す。同時に国際交流に積極的に参加し、オープン、インクルーシブな基準制定し、法定デジタル通貨の発展を推進する。

2020年中にも正式導入が行われる公算が高いとする報道が多くみられたが、同白書からは政府の慎重なスタンスを読み取ることができ、システムの最適化とセキュリティ管理、国際交流重視の方針が強調されている。

2022年の新年を開けてからPBOCによるデジタル人民元のアプリ試用版の配布も始まり、2月初旬に控える北京オリンピック会場での利用拡大が見込まれている。1月5日付けの「時事通信」によると、中国で4日、デジタル通貨「デジタル人民元」をスマートフォンで管理するための試用版ウォレット(財布)アプリの配信が開始された。中国人民銀行(中央銀行)は2月4日開幕の北京冬季五輪を見据えてデジタル元の本格導入に向けた準備を進めており、開幕を1カ月後に控えてアプリ配信に着手したとみられる。報道などによると、アプリは人民銀のデジタル通貨研究所が開発。上海市など10地域と冬季五輪の会場付近の住民であれば、iPhone(アイフォン)用や中国版Android用をダウンロードできるという。実験対象地域などでは、これまでも大手行のアプリ内にウォレットを開設できており、個人保有のウォレットは昨年10月8日時点で1億2300万件に達している。

1月6日付けの「人民日報」(電子版)によると、デジタル人民元アプリ試行版が各大手アプリストアで正式に配布されたのに続き、フードデリバリーの注文もデジタル人民元での支払いが可能になった。食品デリバリー大手の美团が5日に明らかにしたところによると、北京市、上海市、深セン市など11のデジタル人民元試行エリアの住民は現在、フードデリバリーを注文する際にデジタル人民元決済を選択できるようになったという。ユーザーはデジタル人民元サブウォレットを美团と紐付けすると、デジタル人民元により日常的なフードデリバリーの支払いを行える。決済の新たな体験ができると同時に、デジタル人民元のフルシーンの優遇を受けられるという。

³ 清華大学国家金融研究院『研究報告』2017年第9期総第29期(2017年10月17日)「中国人民銀行法定数字貨幣探索」。

これはデジタル人民元アプリ試行版が各大手アプリストアで正式にリリースされてから、デジタル人民元シーンサポート機関による初の重要な動きだとされており、業界関係者は、「デジタル人民元アプリの正式なリリースは、デジタル人民元の模索が全面的なテストの段階に入ったことを示している。フードデリバリーのような一般の人々が頻繁に利用するシーンへの接続に伴い、デジタル人民元の応用生態と取引規模がこの段階で飛躍的に向上する見込みだ」との見方を示したほか、中南財経政法大学デジタル経済研究院の盤和林執行院長は、「現在のデジタル人民元試行事業は新しいシーンを切り開き続けている。単一のシーンから多様なシーン、オフラインからオンライン、域内から域外へと拡大するデジタル人民元は、応用シーンの境界を広げ続けている」と述べた(同上人民日報)。

盤氏はまた、「デジタル人民元アプリのリリースに伴い、試行エリアの範囲を早急に拡大し、より多くの人を試行に参加してもらおうべきだ。同時にこれは技術レベルの試練でもあり、デジタル人民元の決済に対応する収容力が試される」とも指摘した(同上)。

周知のように、中国政府は2021年9月に暗号資産(仮想通貨)を全面禁止する方針を打ち出したことで、競合相手となりかねないビットコインなど民間の暗号資産を事前に締め出すことによってデジタル元のスムーズな導入実現に万全を期す狙いがあると見られているが、1月12日に公布された「“十四五”デジタル経済発展計画(2021～2025年)」においても穏当にデジタル人民元の研究開発を推進し、順序立てて制御可能な実証実験を展開していく方針が示されているので北京オリンピックでの大規模な実証実験によってデジタル人民元の研究開発に大きな弾みがつくことになっても引き続き、実証実験の続行とテスト利用の規模拡大を推し進めていく可能性が高く、安全性と実効性を十分に見極めたうえで正式にデジタル人民元の導入発行に踏み切ることが予想されるが、それでも中国のデジタル人民元の研究開発は世界で最も進んだレベルにあることには変わりはなく、十分に準備し、しかるべき時期に本格導入を行うのが基本的な戦略であると思われる。

以上

コロナ禍での中国自動車市場 ～業界再編及び電動シフトの加速～

みずほ銀行 法人推進部 国際営業推進室
主任研究員 湯 進、 参事役 松岡 亜希彦
Email: jin.a.tan@mizuho-bk.co.jp
TEL: 03-6838-7623

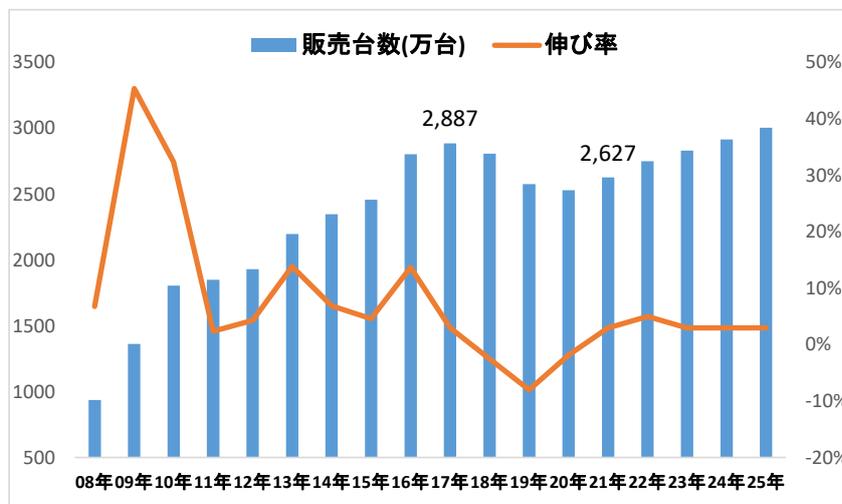
コロナ禍での中国の自動車市場は、景気回復や消費促進政策の効果などにより、予想以上の回復を示している。車載半導体不足や電力消費量の制限などの自動車生産への影響は決して小さくはないものの、2021年の新車販売は4年ぶりのプラス成長となった。こうした経済環境の変化は、来るべき自動車メーカー間の熾烈な競争や企業再編を予感させる。一方で中国の国策として推進する新エネルギー車(NEV)の販売台数は初めて300万台を超え、世界の電動化の牽引役となっている。

中国政府が2030年までに二酸化炭素(CO₂)排出量をピークアウトさせ、2060年までに排出量を実質的にゼロにする目標を掲げている中、2035年には中国でガソリン車を全廃する機運も高まっている。こうしたトレンドを見据えて、自動車メーカー各社が中国で軒並み電気自動車(EV)を中心とするNEVを投入し、中大型・高級多目的スポーツ車(SUV)から小型・低価格車までさまざまな新モデルが発表されていることから、中国における電動化シフトは着実に進行していると見受けられる。そこで本稿では、中国自動車市場の変化を取り上げ、「世界のEV試験場」と言われる中国の電動化シフトの実態を浮彫りにする。

1. 中国の新車市場の現在地

中国では、国民所得の増加を受け、マイカーブームが広がっており、新車販売台数は、2017年に前代未聞の2,887万台を記録した。2017年に終了した小型車減税策が小型車販売増に寄与したものの、それによる需要の先食いが2018年以降の新車販売に影響を与えることとなった。米中貿易摩擦による消費マインドの悪化により続く2019年の新車販売台数は前年比8%減となり、2020年には新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、結果3年連続でのマイナス成長となった。この直近の新車市場の減速は一過性の調整に過ぎないとの見方もあるが、いずれにしても中国自動車市場が安定成長期に突入したと言えよう(図表1)。

【図表1 中国の新車販売台数の推移】



(出所)中国汽車工業協会の発表より筆者作成

中国の自動車保有台数は2021年末に3億台に達し、中国35都市の自動車保有台数は200万台を超えた。1都市の保有台数200万台とは、日本で言えば東京23区の保有台数に相当する規模である。一方、マイカーの保有台数(約2億4,000万台)は運転免許保有者数(約4億4,400万人)の約半分程度に留まっており、そこから類推すると新車需要の潜在的なユーザーは少なくとも1億人程度存在する。また、千人当たりの自動車保有台数をみると、中国は2008年の37台から2021年の214台へと大きく上昇したものの、日本の約600台と比較すれば依然として自動車普及の途上である¹。

現在、道路の交通容量や駐車場の不足が顕在化、大都市圏での渋滞が大きな問題となっている。そこで北京や上海などの7都市・地域がナンバープレートの発行規制を導入し渋滞緩和を図っている。結果として沿海部大都市と内陸都市の国民所得から見た地域発展のアンバランスや貧富格差の拡大等が、新車消費を抑制する要因となっている。ただ、市場のポテンシャルへの期待は大きく、数年間の調整期を経て、新車販売3,000万台規模まで到達することは可能であると考えられる。

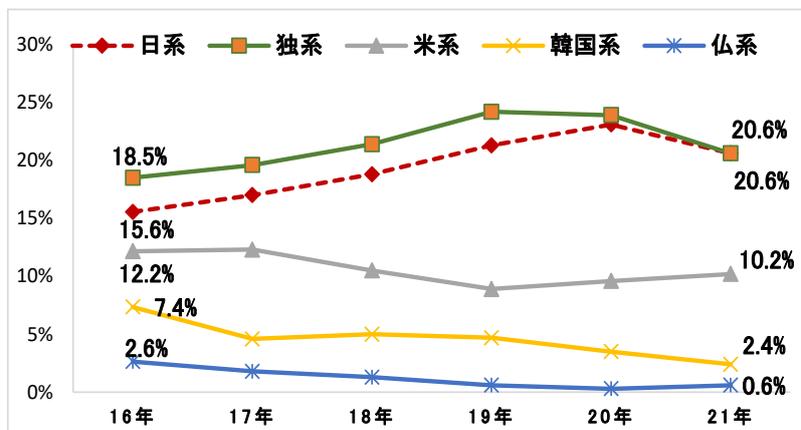
中国では所得水準の向上に伴い、消費者のブランド志向が強まり、クルマ消費の高度化が進展すると予想される。新車需要では、ファーストカー購入者の割合が減少する一方、クルマの買い替え需要は増加しており、新車市場全体の約半分以上を占めている。こうした変化により、ブランド車を求める消費者が増加し、中国の新車需要は廉価車から中高級車へシフトしつつある。目下変調をきたしている中国自動車市場では、各社が懸命に生産台数の維持と新規需要の取り込みを図っており、製品戦略によって、企業の明暗が分かれている。

2. 業界再編の波

中国の自動車業界には以前からメーカー乱立の問題が存在し、政府は業界の「ゾンビ企業」を取り上げ、統廃合を進めてきた。それにもかかわらず、2020年末時点で乗用車メーカー122社のうち86社の販売台数は5万台以下とされる。業界全体の乗用車生産能力は約4,000万台となり、同年の需要比で4割程度が過剰と推算される。新型コロナの影響を受け資金繰りが悪化する企業も増加しており、今後は業界再編が急速に進むとみられている。実際、民営自動車メーカーの衆泰汽車、力帆汽車は業績悪化により日本の会社更生、民事再生に当たる「重整」手続を行い、独BMWとの合弁企業を展開する華晨汽車集団は2020年11月に同社の破産、再建に向けた手続が始まった。

また、かつては中国新車市場の「作れば売れる」時代で成長してきた外資系メーカーの明暗も分かれてきている。特にブランド力が低下している韓国系、独系以外の欧州系メーカーの苦戦が目立つ(図表2)。

【図表2 中国乗用車市場の外資系シェア】



(出所)中国自動車工業協会資料、各社発表より筆者作成

¹ 総務省統計、中国公安部の発表による。

韓国の現代自動車は、在韓米軍の終末高高度防衛ミサイル(THAAD)配備に対する中国の反発をきっかけに、中国事業は長年低迷している。北京第1工場は、2019年4月に稼働を停止し、新興EVメーカーの理想汽車に売却した。欧米大手自動車メーカーのステランティス(PSAとFCAの合弁)と、広州汽車の合弁企業である广汽FCAは、2021年8月に広州工場を閉鎖し、生産ラインを長沙市に移転する予定だ。また、PSAは、2019年に長安汽車との合弁企業である長安PSAの株式を地場企業の宝能集団に売却し、傘下の神竜汽車工場の売却も検討しているという。ルノーは、2020年に合弁企業の東風ルノーの株式を東風汽車に譲渡し、東風汽車との乗用車合弁事業から撤退した。また、2021年末には、経営再建中の華晨汽車との合弁商用車事業、華晨ルノー金杯の合弁解消を決めた。

韓国系車が技術力で中国地場ブランド車に差を縮められている一方で、ブランド力で日系・ドイツ系車に及ばない状況だ。欧州車は、強みであるデザイン性やコンセプトだけでは差別化要素にならず、割高感のある価格はこうした外資系ブランド車の販売低迷の要因と言えるだろう。

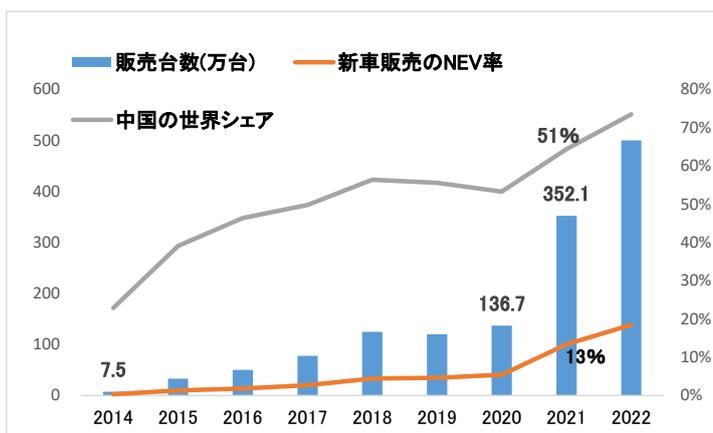
1994年に公布された「中国自動車産業政策」は、外資企業の中国での自動車生産を合弁形態でのみ可能とさせ、合弁相手は2社まで、出資比率も上限50%、といった制限が設けられていた。しかし中国政府が従前打ち出していた通り、2022年に乗用車生産における外資規制を撤廃し、中国自動車産業はついに全面的に外資に開放されることになる²。今後ブランド力の高い外資企業による新技術・製品の投入が進んだ場合、外資系を含む自動車メーカー各社はさらに厳しい競争にさらされ、業界再編の波が押し寄せることになるだろう。

3. 中国の電動化シフト

中国は「自動車大国」の地位を固めているものの、ガソリン車分野で部品技術の遅れ、研究開発力の未発達などの課題を抱えているため、日米欧に追いつくには依然遠い道のりがある。しかしEVなら日米欧企業とも差がなく、同じスタートラインに立てると中国は考えている。また、中国の石油輸入依存度は2020年に72%であることから、エネルギー安全保障上もこれ以上ガソリン車を増やせないだけでなく、深刻化する大気汚染への対策も進めていかなければならない。それゆえ政府は電動化シフトに舵を切ることになった。

中国政府は2014年からNEVの普及を国策として推進し始めている。2019年に実施した中国のダブルクレジット規制(燃費規制と新エネルギー車生産義務)を受け、外資系を含む自動車メーカーはようやくEV生産体制の構築に踏み出した。こうした政策発動により、中国のNEV販売台数は2012年の1.2万台から2021年の352万台に急速に伸びており、世界全体の5割強を占める規模にまで増加した。新車販売全体に占めるNEVの割合は2015年の1.3%から2021年の13%に上昇した(図表3)³。

【図表3 中国のNEV販売台数(単位:万台)】



(出所)中国汽車工業協会の発表より筆者作成

² 中国国家発展改革委員会と商務部が2021年末に発表した「外商投資参入特別管理措置」(外資参入ネガティブリスト)を参照。

³ Cleantechnicaが発表した世界新エネ乗用車(PHV、NEV)の販売台数に基づき、2021年の世界新エネ車販売台数は約700万台になると推測される。

また、中国の「NEV 産業長期計画(2021～2035 年)」では、2025 年に新車販売に占める NEV 比率を 20%とし、2035 年には EV が新車市場の主流になるなど、NEV 産業の中長期的目標が掲げられている。2020 年 10 月に発表された中国の「省エネ・新エネルギー車(NEV)技術ロードマップ」において、2035 年を目途に新車販売のすべてを環境対応のエコカーにする方針が示された。カーボンニュートラルの目線では中国国務院が「2030 年二酸化炭素排出ピークアウト計画」で、2030 年に新規増加する車両の 4 割を新エネ車やグリーンエネ車とする目標を打ち出した。こうした中、中国の NEV シフトはさらに加速し、2022 年の販売台数は 500 万台を超えると予測され、政府の 2025 年 NEV 目標(新車販売の 20%) を前倒しでクリアする可能性は高い。

中国の NEV 需要の実態を見ると、いくつかの特徴が挙げられる。一つ目には、中国の NEV 販売台数に応じたナンバープレートの発給規制が実施されている都市の割合は、2015 年の 58%から 2021 年の 30%へと低下したものの、規制に依存する NEV 特需が大都市で依然存在していることが挙げられる。二つ目には多くの消費者が自宅に専用駐車場を持たないため、家庭用充電スタンドを設置するスペースの確保が難しいことがある。2021 年末時点で、全国の NEV 保有台数が約 784 万台であったのに対し、充電スタンドの設置数は 262 万台に過ぎない。三つ目としては電池消耗が早いこと、低温環境で車載電池が動作できないことが挙げられるが、その他、中古車測定システムの不備により、EV の中古車残価率が低いことなどの課題も存在している。

充電インフラの整備、充電時間の短縮、長距離走行、車両コストダウンなどは NEV シフトのための必須条件であり、今後ナンバープレート規制のない都市にて EV 需要が増加するにはこうした課題のクリアが必要不可欠となってくる。

4. 電動化潮流の到来と日系企業の対応

中国政府は補助金の支給やナンバープレートの優先発給などで EV 市場の拡大を果たしたが、ネット配車やタクシーなど営業車両向けのエンジン車モデルの EV 仕様が大半で、充電インフラが十分に整備されていないことや電池の品質問題が依然残り、一般の消費者への販売拡大にまでは至っていなかった。

しかし 2020 年に市場トレンドが変わった。上海で生産し始めた米テスラ「モデル 3」が、斬新な EV コンセプトを生み、上海蔚来汽車(NIO)、理想汽車がテスラを追い、中国では 30 万元以上の中大型・高級 EV ブームが起きた。高級 EV モデルが相次ぎ登場して人気を集める一方、2020 年夏以降に発売した 50 万円以下の超小型 EV 「宏光 MINI EV」が地方都市や農村で価格破壊を起こし、低価格・小型 EV という新たなトレンドも生まれた。一般車両には手が届かず、安価・簡易な乗り物を「移動する足」にしてきた消費者にとって、低価格 EV は新たな選択肢となった(図表 4)。

【図表 4 モデル別の NEV 販売台数 2021 年トップ 10】

	モデル	メーカー	販売台数(台)	価格帯
1	宏光 MINI	上汽 GM 五菱	395,451	低価格
2	モデル Y	テスラ中国	169,853	高価格
3	モデル 3	テスラ中国	150,890	高価格
4	漢 EV	BYD	117,323	高価格
5	Benni	長安汽車	76,381	低価格
6	AionS	広州汽車	73,853	中間価格
7	eQ	奇瑞汽車	76,987	低価格
8	ORA 黒猫	長城汽車	63,492	低価格
9	P7	小鵬汽車	60,569	高価格
10	CLEVER	上海汽車	46,002	低価格

(出所) 中国乗用車情報联席会の発表より筆者作成

こうして、中国では今後もEV価格の二極化が進むだろう。地方都市や農村では100万円以下の低価格EVの需要が伸び、大都市では300万円以上の高級EVの販売台数が増えるだろう。

また、中国で日米欧大手自動車メーカーもEVシフトを加速することで新たなトレンドが生まれることが期待される。現在、小売価格150万～350万円のガソリン車は中国新車市場のボリュームゾーンであるが、これまでEVにとっては「難攻不落」のマーケットだった。今後はこの高級EVと低価格EVで成功するブランドが、ガソリン車ブランドが得意とするボリュームゾーン(中間価格帯)へ参入する動きが活発化すると予想される。

一方、米アップルをはじめ、EMS世界最大手、台湾のホンハイ、バイドゥやシャオミなど中国のIT大手企業が相次いでEV業界に新たなプレーヤーとして新規参入している。開発への特化、生産の外部委託、オンライン・オフラインのダイレクト販売などを特徴とする異業種企業のEVビジネスは、既存メーカーとは全く異なる戦略を取る。今後、既存大手自動車メーカーが手掛けにくいニューアイデアやヒット商品が生まれる可能性もある。

3～4年前までは、中国ではEVシフトは進展しないと判断していた日系自動車メーカーも少なくなかったと思われる。しかしアフターコロナの中国自動車市場では、電動化トレンドの変化を受け、日系自動車メーカーがようやくEV生産体制の構築に踏み出した。トヨタはEV専用のプラットフォームを採用し、スバルと共同開発したSUV「bZ4X」を2022年中に発売する予定だ。日産自動車は、独自のHV技術「eパワー」を搭載した「シルフィ」を中国で初めて発表し、2025年までに新型EV「アリア」やeパワー搭載モデルを含む電動車9車種を投入する計画である。ホンダは、2022年に「e:Nシリーズ」EVを投入し、マツダはEV「CX-30EV」(航続距離450km)を中国に投入する予定だ。

中国では内燃機関車で達成不可能なCO₂削減を実現するため、ゼロエミッション車両も必ず必要になる。中国政府は、EVを中心とする次世代自動車技術の進歩を後押しすることで、自動車産業の今後の発展方向を示唆している。2035年以降は、EVが充電インフラ、価格、品質の面でガソリン車に遜色しない水準に達し、クルマの脱ガソリンの時代は間違いなくやってくると想定される。

日系企業は中国で省エネ車を戦略の主軸に据えながら、中国EV市場の開拓に本腰を入れていく必要がある。顧客基盤が弱い新興EVメーカーの大胆なマーケティング戦略に対抗し、既存の分厚い顧客層であるガソリン車ユーザーの電動化需要に対応することができれば、それは日系自動車メーカーにとっての一つのアドバンテージになるだろう。

参考文献

- 1) 湯進[2021]「中国のCASE革命～2035年のモビリティ未来図」日本経済新聞出版
- 2) 湯進[2019]「2030年中国自動車強国への戦略」日本経済新聞出版社
- 3) 週刊エコノミスト「中国の市場支配、25年以降は大衆車もEVに」、2021年9月7日号、毎日新聞社
- 4) 中国汽車工業協会(CAAM)HP: www.caam.org.cn
- 5) 中国乗用車市場情報联席会(CPCA)HP: www.cpcauto.com

以上

中国データ三法と 日系企業における対応策

MIZUHO

King & Wood Mallesons 金杜法律事務所
中国弁護士 陳天華 中国弁護士 崔文英
Email: chentianhua@jp.kwm.com, cuiwenying@jp.kwm.com
TEL: 03-5218-6711

はじめに

中国においては2021年11月1日に個人情報保護法が施行され、この法律とサイバーセキュリティ法（2017年6月1日施行）及びデータ安全法（2021年9月1日施行）からなる三法により、サイバーセキュリティ・データコンプライアンスの分野における基礎的な法制度（以下これら3つの法律を「データ三法」と総称する）が整備されるに至った。この法環境のダイナミックな変化を受け、すでに多くの日系企業が具体的な対応に着手しており、弊所にも、プライバシーポリシーのアップデート、データ取扱いルールを周知する従業員研修、データ越境移転契約のドラフト、越境移転リスクの評価、個人情報取扱い活動の影響評価、データ取扱いの注意点に関するアドバイスなど種々の依頼が寄せられるようになってきている。このように、データコンプライアンスをめぐる実務へのニーズが高まりつつあることから、本稿においては、データ三法の重要な制度を概観するとともに、日系企業の対応措置について検討するものとした。

I データ三法の概観

データ三法のうち、サイバーセキュリティ法は、サイバー空間におけるセキュリティ・ガバナンスの体制とネットワーク運営者による個人情報・データの取扱いに関する基本的ルールを、データ安全法は、国によるデータセキュリティ管理の枠組みとデータ特に重要データの取扱いに関する基本的ルールを、個人情報保護法は、個人情報取扱いの全ライフサイクルにおける詳細なルールをそれぞれ定めている。各法により確立された主要な制度をまとめると、下表のようになる。

中国データ三法の主要な制度

サイバーセキュリティ法	データ安全法	個人情報保護法
サイバーセキュリティインシデントへの対応義務	データセキュリティインシデントへの対応義務	インシデント発生時の報告及び本人通知義務
等級保護制度に基づくサイバーセキュリティ義務	データ分類分級制度	個人情報取扱い時の告知及び同意取得の原則と例外
重要情報インフラ運営者のサイバーセキュリティ義務	国家核心データ・重要データの取扱いのルール(リスク評価制度等)	個人情報の取扱い(収集・共同管理・委託処理・第三者提供)に関するルール
情報セキュリティにおける個人情報保護義務	データ安全審査制度	個人情報取扱者の義務
情報セキュリティにおけるコンテンツ管理義務	重要データの越境移転の規制	個人情報取扱行為に対する個人の権利
ネットワーク安全審査制度	国外法執行機関等へのデータ提供時の許可制度	個人情報の越境移転の規制
重要情報インフラ運営者の重要データ・個人情報国内保存義務	輸出規制品目に該当するデータの輸出規制	国外法執行機関等への個人情報提供時の許可制度
-	投資、貿易等の分野のデータの開発及び利用技術等に関し中国に差別的な措置をとる国・地域への対抗措置	国外事業者・個人のブラックリスト制度(リスト掲載者への個人情報の提供は制限・禁止される)
-	-	個人情報保護に関し中国に差別的な措置をとる国・地域への対抗措置

II データ三法により確立された重要制度

1. 責任者制度

サイバーセキュリティ法は、ネットワーク運営者にネットワーク安全責任者の設置を、重要情報インフラ運営者（以下「CII0」という）¹にそのネットワーク安全責任者及び管理機関の人員に対する背景審査をそれぞれ義務付けている。

また、データ安全法は、重要データの取扱者に対し、データ安全保護責任を担うデータ安全責任者及び管理機関の明確化を求めている。

さらに、個人情報保護法は、国家ネットワーク情報部門が定める数量の個人情報を取り扱う者においては、個人情報取扱活動、講じられた保護措置などの監督を行う個人情報保護責任者を明らかにしてその連絡先を公表するとともに、その氏名連絡先等の情報を当局に届け出なければならないとしている。

もともと、これら各法が設置を義務付けた「ネットワーク安全責任者」、「データ安全責任者」及び「個人情報保護責任者」について、その適格性に関する詳細な規定は定められておらず、国籍や兼任制限などの規制も存在しない。現時点においては、その職位や知識・経験からみて、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティの統括管理を行いうる者が適任者になると考えられる。

2. 国家安全保障に関する制度

データ三法はいずれも、国の安全の保障にその重点を置いている。

サイバーセキュリティ法によると、CII0がネットワークに関する製品・サービスを購入し、それが国の安全に影響を及ぼすおそれがある場合、国家安全審査を受けなければならない。2021年12月28日公布・2022年2月15日施行の「サイバーセキュリティ審査弁法」の下でも、CII0によるネットワークに関する製品・サービスの購入行為やネットプラットフォーム事業者によるデータ取扱活動が国の安全に影響を及ぼし又はそのおそれがある場合には、国家安全審査を受けることが義務付けられている。同審査弁法は、CII0において、調達文書、仕入契約書などを通じ、仕入先にサイバーセキュリティ審査（すなわち国家安全審査）への協力をさせなければならないと定めているが、その協力の内容には、製品・サービスの提供に乗じてユーザーのデータを不法に収集しないこと、ユーザーのデバイスに対する不法なコントロールや操作をしないこと、製品の供給や必要な技術サポートを正当な理由なく停止しないことに関する承諾が含まれる。データ安全法も、国家安全審査について定めており、国の安全に影響を及ぼし又はそのおそれがあるデータ取扱活動は国家安全審査の対象になりうるということが明確化されている。

国の安全保障に関しては、重要データ²に対する全面管理が強化されつつある点に注意を要する。例えば、自動車重要データについては、2021年10月1日施行の「自動車データ安全管理若干規定（試行）」によってその取扱活動の詳細に関する年次報告が義務付けられ、2021年度からその運用が始まった。さらに同年11月14日には「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」が公布され、年次報告義務の対象範囲を自動車データからあらゆる重要データの取扱いに拡張するものとしている。

¹ 重要情報インフラとは、情報インフラのうち、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務等の重要な業界又は分野におけるもの、その他破壊、機能喪失又はデータ漏洩が生じた場合、国の安全、国の経済と国民の生活、公共の利益に深刻な危害を及ぼすおそれのあるものをいう。

² 重要データとは、一旦改ざん、破壊、漏洩または不正取得、不正利用がなされると、国の安全、公共の利益又は個人・組織の適法な権利・利益を損ずるおそれのあるデータをいう。

また、国家基準「重要データ識別指南」のパブリックコメント案が2022年1月13日に公布されるなど、重要データの判断方法に関する立法も進められている。

これらのほかにも、第I章の表に掲げたように、越境移転規制、国外法執行機関等へのデータ提供時の許可制度、輸出管理法に基づくデータの輸出規制、外国の差別的措置への対抗措置など、データ・個人情報に関する安全保障体制が整備されつつある。

3. データの国内保存義務及び越境移転の規制

データ三法は、データ越境移転の要件をそれぞれ下表のように定めている。

サイバーセキュリティ法	データ安全法	個人情報保護法
<ul style="list-style-type: none"> CIIOが中国国内での運営において収集・生成された個人情報及び重要データは、中国国内で保存しなければならない。業務上の確かな必要により越境移転を行う必要がある場合は、国家ネットワーク情報部門が国务院の関連部門と共同して定めた規則に従って安全評価を受けなければならない。 すなわち、CIIOによる個人情報及び重要データの越境移転は、国の安全評価を必要とする。 	<ul style="list-style-type: none"> CIIOが中国国内での運営において収集・生成された重要データの越境移転：左記と同じ。 CIIO以外の取扱者による重要データの越境移転：国家ネットワーク情報部門と国务院関連部門が別途制定する。なお、「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」は、国家ネットワーク情報部門が安全評価を行う旨を定めており、この規定が公布・施行された場合には、その取扱者がCIIOか否かを問わず、重要データの越境移転についても国の安全評価が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 越境移転に際しての個人情報主体への情報開示及びその同意取得の原則 次の要件のいずれかを充足しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 国家ネットワーク情報部門の安全評価に合格すること。これは主にCIIO及び国家ネットワーク情報部門が定める数量の個人情報を取り扱う者³が個人情報を越境移転する場合の要件となる。それ以外の取扱者についてもこの要件の充足により越境移転が可能か否かは定かでない。 専門機関が行う個人情報保護認証を受けること 国家ネットワーク情報部門が定める標準契約に基づき、国外の情報受領者との間において契約を締結し、双方の権利義務を規定すること その他法律、行政法規又は国家ネットワーク情報部門が定める要件

4. 種々の評価制度

データ三法は、下表のような種々の評価義務を定めている。

	サイバーセキュリティ法	データ安全法	個人情報保護法
取扱活動一般に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> CIIOによるネットワークの安全性及びリスクに対する年次検査評価及び検査評価結果・改善措置の当局への報告義務 ネットワーク運営者によるサイバーセキュリティインシデント発生時における調査評価及び警告情報の公表義務 	重要データ取扱活動に対する定期的リスク評価	個人情報保護影響評価（対象：機微な個人情報の取扱い、個人情報を利用した自動的意思決定、個人情報の委託処理・第三者への提供・公開・越境移転、その他個人の権利・利益に重大な影響を及ぼす取扱活動）
越境移転に対する評価	前節「3. データの国内保存義務及び越境移転の規制」参照。		

現在のところ、国家ネットワーク情報部門が行うものとされているデータ越境移転に対する評価について、その正式な細則が公布されておらず、実務においては、リスクヘッジのため事業者が独自に評価を行うケースが見受けられる。この評価は、主に次の諸点をめぐり行われていると考えられる。

³この「国家ネットワーク情報部門が定める数量」について、「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」（2021年11月14日公布）は「100万人以上」と定めている。

- (1) データ取扱活動の目的、範囲及び取扱方法の合法性・正当性・必要性
- (2) データ取扱活動がもたらす影響
具体的には国の安全、公共の利益にもたらされうる影響（データ国外移転の場合には移転先の国・地域の政治的・法的な状況も評価対象となる）、データ取扱活動が個人の権利・利益に関わる場合に当該個人の権利・利益が受ける影響と生じうる安全面のリスク、データの漏洩、改ざん、紛失、破壊、移転又は違法な取得・利用が行われた場合におけるリスク
- (3) データ取扱活動において講じた安全保護措置、特にデータ受領者のデータ安全保護能力
- (4) データ取扱者においてデータの安全性を確保するために講じた措置（例えばデータ移転契約においてデータの移転者がデータの受領者に課した情報安全義務等に関する合意内容）

III 企業における対応措置

以下、データ三法の施行に伴い、個人情報その他のデータを取り扱う事業者に一般的に求められる対応について概観する。

自動車、医療、金融など特定分野の企業に対する特殊な規制も存在するが、対象者が限られたこれらの規制への対応措置については説明を割愛させていただく。

1. 責任者の選任、社内規程の整備及び従業員への周知・研修

第II章で論じたように、データ三法に基づき、ネットワーク安全責任者、重要データを取り扱う場合にはデータ安全責任者、国家ネットワーク情報部門が定める数量の個人情報を取り扱う者は個人情報保護責任者を社内に設けることが求められる。それゆえ、各企業においては、ネットワーク及びデータの安全保護管理を統括する部署を設置し、相応の責任者にその運営を担当させることが望まれる。

この安全管理部署の具体的な役割は、会社が行う業務の種類、当該業務で利用するシステムの種類、取り扱うデータの種類・規模により違いがあるが、現行法令、国家基準、その他法令のパブリックコメント案からすると、基本的には、セキュリティ体制整備のための作業⁴、サイバー攻撃・データ漏洩や不正取扱い等のインシデント発生時の対応、製品・サービスのセキュリティテストの実施、社内社外からの通報・クレームへの対応、データの越境移転や個人情報取扱い活動に係る評価の実施、政府当局への報告・連絡などを担い、その責任者は、これらの作業を統括する重要なポストである。

安全管理部署及び責任者の設置のほか、社外の専門家の協力の下、重要データ・個人情報取扱いに関するガイドライン及びプライバシーポリシーなどの規程の制定・改正を行い、個人情報保護及びデータコンプライアンスに関する教育研修を適時に実施して、コンプライアンス体制を全面的に整備することが必要となる。セキュリティ対策の不備や個人情報の漏洩などによりサイバーセキュリティ責任を問われた処罰事件は、これまでそのほとんどが中国内資企業に対するものであったが、今後は外資企業も視野に入れた取締の展開が予想される。このような状況の下、コンプライアンス体制の整備は、インシデントやデータ不正利用の防止策となるだけでなく、当局による突然の取調べに対応する有効な手段にもなる。

⁴ 例えばサイバーセキュリティ規程、システム安全操作マニュアル、データ及び個人情報の取扱い規程の起案とその実施の監督、従業員向け安全教育研修の定期的な実施、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティの常時モニタリングの実施と緊急対策訓練など

2. 製品・サービスの全ライフサイクルにおけるコンプライアンスの徹底

原材料・設備の購入から製品の生産・納入及びサービスの提供に至る全過程で、データの収集、加工、伝送、共有、越境移転等の取扱いが行われる可能性があるが、そのいずれの段階でも、セキュリティインシデントや不適切なデータ取扱いが発生するリスクがある。それゆえ、全域、全時間帯及び全プロセスを一貫するサイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス体系を確立し、特にデータの保存及び越境移転、重要データ及び機微な個人情報の取扱いについて、コンプライアンスリスクを防止・除去するための慎重な管理が必要となる。

例えば、データへのアクセス権限及びその取扱いの方法は、国家機密、国家核心データ、重要データ、一般個人情報、機微な個人情報、一般データといった分類によってそれぞれ異なることから、データの分類・レベルに応じてアクセス権限・取扱いの方法を設けるリスト化管理が望まれる。個人情報の取扱い方法を取り上げる場合、本人に情報開示（取扱者の氏名、連絡方法、取り扱う個人情報の種類、取扱いの目的・方法、保存の期間、本人の権利行使の方法・手順など）を行ったか否か、その取扱い行為について単独の同意を取得したか否か、また、機微な個人情報の取扱いの場合には、それを取り扱う必要性及び個人の権利・利益への影響にかかる情報を開示したか否か、重要データ・個人情報の越境移転に際して越境移転の安全リスクの評価、個人情報保護影響評価を行ったか否か、受領者との間に越境移転契約を締結したか否かなどの各項目のチェックを可能にするリスト管理が考えられる。

3. 第三者との契約における留意事項

第三者からの仕入れ、第三者へのデータ処理の委託・データ伝送などの場面において、第三者のセキュリティの状況によっては予期せぬリスクに直面することがある。第三者との関係について、個人情報保護法は、個人情報の委託処理を行う場合における委託者の監督責任や個人情報の越境移転を行う場合における移転者の保証責任（受領者による個人情報の取扱いが中国の個人情報保護法に定める保護基準に達していることの保証）を明確に定めている。それゆえ、第三者との契約において、当該第三者のサイバーセキュリティ、データセキュリティなどの義務を明確化することが不可欠となり、さらに自社にセキュリティ監督権がある旨を定めることも対策として考えられる。

既述のように、CII0 の特定の仕入活動が国家安全審査の対象となる場合、仕入先は当該国家安全審査との関係でCII0 から種々の協力を求められる可能性がある。仕入契約をめぐるCII0 との交渉に際しては、国家安全審査に協力するために必要な内容であるか否かを見極め、過度な協力及び承諾を行うことを避け、かつ、当該協力義務の履行時に発生しうる情報漏洩や自国の法的義務への違反のおそれにも注意する必要がある。

4. 評価体制の整備

データ三法は種々の評価義務を定めているが、その実際の作業は極めて複雑なものとなり、社内だけでは対応が難しい可能性もある。特にデータマッピング、データ取扱いのリスクの評価、具体的対応策の構築は、社内チームと法律専門家及びセキュリティ専門家との共同作業を要することも多い。したがって、早期から外部の専門家による協力を得て、取り扱っているデータの種類、取扱活動の類型、第三者の取扱活動と関わる場合には第三者のセキュリティ能力、取扱活動に伴うリスクに対して綿密な調査を行い、評価体制を整備することが必要となる。

おわりに

データ三法の施行により、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティの立法が一定程度整備された。立法上不明確な点も多いが、今後、施行細則、ガイドライン、国家基準、モデル契約の整備、行政処罰・裁判事例の蓄積を通じて、実務運用が徐々に明確化されていくものと予想される。ビジネスのデジタル化に伴って頻発するサイバー攻撃、データ漏洩などのインシデント及びデータコンプライアンスの問題は、法制度の整備、国家安全保障の強化、国民の意識高揚を背景として中国においてますます重視されつつあり、中国でビジネスを展開する日系企業においては、今後警戒心をもって対応することが望まれる。

以上

2022年2月

<チャイナビジネスにおける直近のトピックス>

MIZUHO

中国営業推進部

	【外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	サステナ/SDGs (CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等) ※1		
	米中関係、日中関係 (対外経済環境)		
	サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法		
	共同富裕 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・医療 ・教育 (学習塾) ・法治化 ・収賄罪対応 ・不動産問題 ・不動産税導入 ・文化・エンタメ業界の秩序		
	・RCEP/CPTPP ・標準化 ・米国上場/香港上場 ・長三角一体化	・デジタル人民元 ・電力問題 ・資本市場 ・海南自由貿易区 ・越境EC	・コロナ対策 ・人口・高齢化 (戸籍制度) ・三農対応 ・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池 ・中小零細企業支援

集 団 学 習 ※2	国際発信の強化・改善 (第30回2021/5) 共産党の伝統 (第31回2021/6)	第14次五ヶ年計画重点事項 (第27回2021/1) エコジ-文明 (第29回2021/4) バイオセキュリティガバナンス (第33回2021/9) デジタル経済 (第34回2021/10)	社会保障 (第28回2021/2) 法治体制 (第35回2021/12) カーボンニュートラル (第36回2022/1)
パ ブ コ メ ※3		独禁法 (10/23~11/21) 国内企業の国外での証券発行・上場に関する管理規定 (12/24~22/1/23) 国内企業の国外での証券発行・上場に関する届出 (12/24~22/1/23) 会社法 (12/24~22/1/22) 金融商品ネット販売管理弁法 (12/31~22/1/31)	農産物品質安全法 (10/23~11/21) インターネット詐欺防止法 (10/23~11/21) 民事訴訟法 (10/23~11/21) 新型オフショア貿易の発展 (11/11~11/26) インターネット安全管理条例 (11/14~12/13) アプリデータサービス管理規定 (22/1/5~1/20)
主 な 公 表 済 政 策 等	外国法の不当な域外適用阻止 (1/9) 法治中国建設計画 (1/10) 香港特別行政区の選挙制度 (3/11) 法治政府建設実施要綱 (8/11) 陸地国境法 (10/23) 党の百年奮闘の重大な成果と歴史的経緯 (11/11)	社会資本の生態保護修復への参入奨励 (11/10) 対外貿易の第14次五ヶ年計画 (11/18) 中小企業への支援の強化 (11/22) ビジネス環境の創新地域の試験的展開 (11/25) 北京副都心の高質な発展への支持 (11/26) 不動産PJの合併・買収に対する金融サービスの強化 (12/20) 輸入食品の域外生産企業の登録管理 (12/13) 製造業の秩序ある移転の促進 (12/25) ネガティブリスト(2021年版) (12/27) 輸出規制白書 (12/29) 第14次五ヶ年デジタルエコノミ-発展計画 (22/1/12) 国内取引と貿易の事業環境の一体化 (22/1/19)	新時代高齢事業の強化 (11/18) 企業環境情報開示規則 (12/21) 第14次五ヶ年国家情報化計画 (12/27) 個人所得税優遇政策の延長 (12/31) ネットワーク安全審査弁法 (22/1/4) アルゴリズム推奨管理規則 (22/1/4) 消費促進に係る十つの措置 (22/1/16) プラットフォーム経済の持続可能な発展(22/1/18)

※1 赤字は先月号で取り上げたトピックスに関わるもの

※ 青字は今月号で取り上げたトピックスに関わるもの

※ 紫字は前号以降追加記載事項

※2 集団学習 : 対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載

※3 パブコメ : 対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集 (パブリックコメント) の主なものを記載

(ご参考) チャイナ関連情報一覧

MIZUHO

みずほフィナンシャルグループ

タイトル	担当部門	頻度	最新号 (リンク先)
チャイナビジネスマンスリー	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	創刊号(2022/1/11) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0145-XF-0105.pdf 二月号 (本誌)
みずほインサイト	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	「2022年の中国の経済政策方針～秋の党大会を前に「安定を第一」とした運営に」(2021/12/27) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/insight/pdf/R208-0220-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 593 号(2022/1/31) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0645-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 119 号(2022/1/25) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0119-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	不定期	中国自動車業界レポート (2022/1/21) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0064-XF-0103.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.116「新たな時代に向かう欧州」 (2022/1/6) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html

<みずほのチャイナビジネスネットワーク>

【お問い合わせ先】

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部 情報ライン(西方路、王博)

e-mail : china.info@mizuho-bk.co.jp

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL:03-5220-8734

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL:852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階
TEL:886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大樓8楼
TEL:886-4-2374-8768

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰中正大樓12楼
TEL:886-7-236-8768

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室
TEL:86-25-8332-9379

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室
TEL:86-592-239-5571

みずほ銀行(中国)有限公司

◎ 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL:86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階
TEL:86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL:86-10-6525-1888

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大廈23階、24階-A
TEL:86-411-8360-2543

○ 大連經濟技術開發区出張所

遼寧省大連市大連經濟技術開發区
紅梅小区81号ビル古耕國際商務大廈22階
TEL:86-411-8793-5670

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
TEL:85-510-8522-3939

● 深圳支店

広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼
TEL:86-755-8282-9000

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津國際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島國際金融中心44階
TEL:86-532-8097-0001

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景國際金融広場25階
TEL:86-20-3815-0888

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL:86-27-8342-5000

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL:86-512-6733-6888

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路258号
東安大廈18階D、E室
TEL:86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技術産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL:86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階
86-551-6380-0690

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。